

「経営革新等支援機関」の認定を受けました！



■ 経営革新等支援機関とは？

税理士等で、税務・金融及び企業税務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上として、中小企業庁から認定を受けた個人や法人を言います。

この「経営革新等支援機関の認定制度」は、平成24年8月30日に施行された中小企業経営力強化支援法に基づいて創設されました。

難波総合事務所は、平成25年6月5日付けで **経営革新等支援機関の認定** を受けました!!

■ 経営革新等支援機関から支援を受けることができる代表的なメリットは以下のとおりです。

① 信用保証協会の保証率引き下げ（経営強化保証制度）

事業計画の実行と進捗報告を行う中小企業者を対象に、**信用保証協会の保証料** が、通常の料率よりおおむね **0.2%減額** されます！

② 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の適用

- ・ 60万円以上の建物附属設備
- ・ 30万円以上の器具及び備品

上記について、**取得価額の30%の特別償却** 又は **取得価額の7%の税額控除** の適用を受けることができますようになります。

③ ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金

中小ものづくり高度化22分野の技術を活用した事業について、原材料費、機械設備投資、試作品の開発に係る経費（人件費を含む）等に対する補助金を受けることができます！（補助対象経費に対する **補助率2/3**）

→ **最大で1500万円の事業に1000万円の補助金** を受けることができます。

とんどんご相談ください！

あなたレター

ナンちゃん先生の

2013年7月版



ゲンキ de バリバリ 笑顔でニッコリ通信

夏本番！
マックスハイテンションで
バリバリいきましょー！

難波総合事務所は、一歩ずつですがお年寄りにやさしい事務所を目指しております。7月には、「いきいきサロン」を2回ほど実施させていただきました。今回は、「青い山脈」「あの素晴らしい愛をもう一度」などの懐かしい曲を準備しています！

税理士、行政書士、社会保険労務士、宅地建物取引主任者、CFP®の5つの資格に加え、音楽面でも、ギター、エレキトーン、サックス、ハーモニカ、トランペットと、いくつもの楽器で人生をサポートさせていただきます。今後とも、お付き合いよろしくお願いたします。

健康一番！ お金は二番！
（難波孝朗）

2013年 7月の主な予定

◆ 7月10日 ◆

- ・ 源泉所得税の納期限（毎月納付）
- ・ 源泉所得税納期の特例分（1月～6月分）の納付
- ・ 健康保険・年金 算定基礎届の提出期限
- ・ 労働保険年度更新 申告期限

◆ 7月11日～21日 ◆

- ・ 所得税予定納税額の減額申請（第1・2期分）（17日まで）

◆ 7月22日～31日 ◆

- ・ 所得税予定納税額第1期分納付
- ・ 固定資産税、都市計画税第2期分の納付



《7月の花》

花名：ガーベラ

花言葉：「気高い美しさ」

常に前進、何事も前向きに挑戦する心。

今号の特集

難波総合事務所、

「経営革新等支援機関」に認定！

セミナースケジュール

6/22（土）税制改正セミナー
（於：高槻 りそな銀行主催、積水ハウス株式会社協賛）
「税制改正決定！ 建てるなら今でしょ!!!」
好評の中、無事終了いたしました。

次回セミナー

日住サービス 特別セミナー
「相続税増税までにすべきこと」
参加無料・予約制・定員30名
日時：7月28日（日）13:30～
会場：（大阪梅田）阪急グランドビル 26階

七夕の歴史・由来

七夕の起源には、数多くの説がありますが、

- ① 日本の神事であった「棚機（たなばた）」と、
- ② 中国の「おりひめとひこぼしの伝説」、
- ③ やはり中国の「乞巧奠（きこうでん）」

という、3つの行事が合わさったものと言われています。「七夕」を「たなばた」と読むのは①、天の川を渡るのは②、願い事を書いた短冊を笹に吊るすのは③に由来するものとされています。



夏バテ予防の健康情報

「焼肉のことばかり考えてる人が考えてること」



いよいよ夏本番。焼肉がおいしい季節になりました。
しかし、焼肉には、**大きな落とし穴**があることをご存知ですか？

それは、肝心の「肉を焼く」という作業を、客自身が担当しなければならないことです！
著者によると、「上手に焼けば100の旨みを堪能できるとすると、多くの方は70までの引き出し方しか知らない」らしいです。本書の目的は、「その残りの30を全力で解説すること」。「メリーゴーランド」「オイルドロップ」などの**焼き方の「奥義」**のほか、牛の種類や肉の部位、注文の順番まで、焼肉のことなら何でも網羅されています。焼肉に行くときは必携の一冊です！
(松岡大悟、扶桑社文庫、2007年)

THE 税務調査(後半)



皆さまの誰もが不安に思われている、税務調査について詳しくお伝えしています。
今回は、税務調査が行われた実例をご紹介します。

【税務調査の実例】

i. 農業所得について

☆ **家事消費**（自分自身で食べること）の売り上げが適正かどうか？

ii. 不動産所得について

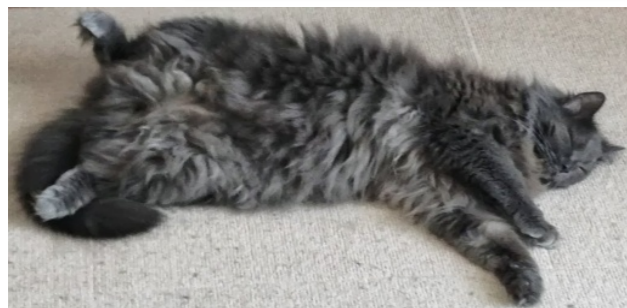
- ☆ 租税公課で処理をする**固定資産税に自宅分が含まれていないか？**
- ☆ 給料賃金で処理をする**親族に対して支払う給料は出勤状況と給料とが、バランスが取れているか？**
各人の出勤状況などが、出勤簿、または作業日報の形で記録されているか？
- ☆ **不動産事業以外の経費**を経費として処理していないか？
- ☆ **家賃収入と駐車場・ガレージ収入とは、会計上きちんと区別されているか？**
- ☆ **入居者と交わす契約書には家賃代と駐車場代とが区分して記載されているか？**
→ 消費税区分が異なるので税務署は必ず確認します。

季下に冠を正さず。

あらめ疑いをかけられぬよう、適正かつ公正な記帳を心がけましょう！

詳しい資料をご用意しております。お気軽にお問い合わせください。

編集後記 猫の手を借りるなら！



フライングゲット。
アントニオです。
夏毛に生え変わる季節です！
でも、飼い主がフラッシングをさぼったせいで、6月は毛玉を吐きまくりでした…。
衣替えはお早目に！

発行：難波税理士・行政書士・社会保険労務士事務所
住所：三島郡島本町水無瀬1丁目5番9号
電話：075-961-0812 FAX：075-961-0818
E-MAIL：t-namba@sirius.ocn.ne.jp
WEB：http://namba-one.com/

難波孝朗税理士・行政書士・社会保険労務士事務所

